

会議録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第2回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年9月3日(金) 18時30分~20時30分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)基本計画体系の見直しについて 1) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(福祉分野) 2) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(健康・保健分野) 3) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(子育て分野) 4) 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(教育分野) (2)その他
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・岡本三彦(東海大学准教授)・澤野由紀子(聖心女子大学教授)・長野基(跡見学園女子大学講師)・宮崎牧子(大正大学教授)・高橋佳代子(区議会議員)・小林ひろみ(区議会議員)・大谷洋子(区議会議員)石川智枝子(青少年育成委員会連合会会長)・仙浪博一(保護司会会長)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・春田稔(町会連合会支部長)・前田和加奈(中学校 PTA 連合会会長)・柳田好史(としま NPO 推進協議会代表理事)・大沼映雄(としま未来文化財団事務局長)・水島正彦(副区長)・三田一則(教育長) 欠席者3名
	区側 出席者	総務部長・施設管理部長・区民部長・文化商工部長・図書館担当部長・清掃環境部長・保健福祉部長・健康担当部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・教育総務部長・会計管理室長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・広報課長・施設計画課長

審議経過

1. 開会

事務局： ただいまの出席委員は15名です。お見えになっていない委員もいらっしゃるようですが、定刻となりましたので、ただいまから第2回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。なお、本日は堀委員、後藤委員から欠席の連絡を受けております。また、水島委員からは公務があり遅れて来るとの連絡を受けています。それでは、原田会長よろしくお願いいたします。

原田会長： それでは、第2回豊島区基本構想審議会を開催いたします。前回欠席された委員で本日出席されている委員を紹介いたします。跡見学園女子大学の長野委員でございます。

長野委員： 跡見学園女子大学の長野基と申します。私が豊島区に関わりましたのは、以前、自治基本条例を受けて、仮称ですが地域協議会を作るという審議会が動いておりまして、その専門委員として参加させていただいたのが初めてでございます。そういったご縁もありまして今回も参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

原田会長： よろしくお願いいたします。本日は傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局： 先だってお謀りいたしまして、ご希望の方についてはお入りいただくということでございますが、本日ご希望なさっている方はいらっしゃいません。

2. 資料説明

原田会長： それでは議事に入ります。今回から2回にわたりまして、基本計画の体系の見直しの作業に入りたいと存じます。前回の審議会では何を議論したらいいかという議論がございました。それを受けて事務局よりあらかじめ事前に資料を送っていただきましたが、その中に資料のご説明方法についてというペーパーが入ってございました。こちらの説明方法に従いまして、本日は会議を進行したいということでございます。私も資料をいただいて事務局にコメントしたのですが、1枚大きな資料をおめくりいただきますと、今回皆さまと議論していただく基本計画の体系の比較の図がございました。体系の順番通り進めるとやや理解がしづらいのかなという箇所がございましたので、本日は体系の順番通りではなくて、今から申し上げる順番でご説明をお願いしたいと考えております。具体的に申しますと、資料2-2福祉分野をご覧いただけますでしょうか。後期体系案と現体系比較表の上半分を本日ご議論賜る予定ですが、やや複雑でございます。こちらは後回しにしてくれとご連絡をさしあげました。わかりいいのは、例えば資料2-3健康・保健分野で、赤い字でがん対策の推進と書いてあり、こちらのほうが非常に単純であり、ここから議論したらいかかかと申し上げました。順番が前後いたしますが、本日は「健康・保健」「子育て」「福祉」「教育」とわかりやすいものから議論を進めてまいりたいというのが本日の趣旨でございます。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： 資料2-1基本構想と基本計画の体系比較表をお取り出してください。基本計画の考え方について、さらに高いところにある基本構想からその考え方をとっているということをお示ししています。このあと各資料をもちまして基本計画の体系についてご説明させていただくということでございます。一番右端に後期基本計画ということで、今の段階で想定している体系をお示ししており、各部局から出てきている体系の修正

案をまとめたものが右端の体系図でございます。この後、様々な形でこの是非等についてご議論いただくものでございます。簡単に新しい体系についてご説明させていただきます。赤字で記載してある部分が今回修正したらどうかと考えているものでございます。一番上の1と記載しているところでございます。「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」というのは、5年前には区政を運営していく基本的な考え方ということでありまして、具体的な事業というものが生まれ始めようとしていたところでございます。それから5年を経過いたしまして、区民ひろば、あるいは地域協議会などの事業がスタートし、軌道に乗り始めているところから、改めて基本計画の体系として用意したらどうであろうかと考えているところでございます。この部分につきましては次回ご審議をいただくということでございます。資料2-1の右端のところは今の各計画の事務局案をとりまとめたものということでございます。これまで、「あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち」というのが区政を取り巻く基本的な考え方として位置付けていたところですが、今回につきましては、「安全・安心都市の推進」、セーフコミュニティを実現していくためにあらゆる施策を横断的に展開していくというのが、今後の新しい区としての地域経営の方針ということで位置付けたらどうであろうかということでございます。それでは、先程会長からご指摘がありましたように、健康・保健、子育て、福祉、教育の順で資料のご説明をさせていただきます。これ以降の説明につきましては、それぞれの部局を担当している部長から説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。それでは、健康・保健分野から説明を申し上げます。

健康担当部長： 《資料2-3及び資料2-6により、「健康・保健分野」における後期基本計画の体系と成果指標案について説明》

「健康・保健分野」について説明させていただく。資料2-3の1ページ目、分野別に8項目あるうちの2つ目「すべての人が地域で共に生きていけるまち」の施策の3番目の健康の分野である。区で実施している健康分野であるが、区民の健康保持あるいは健康増進を推進していくために、予防接種、各種検診事業、成人保健、母子保健、精神保健といった対人的なサービス、食品衛生、環境衛生など施設関係の衛生指導、そのほかに新型インフルエンザや感染症対策などを常時行っている部局である。資料の2ページ目、基本計画の後期体系案と現体系の比較ということで、非常に単純な修正であり、現行の4つある体系の2番目に「がん対策の推進」を追加している。平成17年3月に策定された健康推進プラン2-1が平成21年5月策定の健康プランに変わった背景の概要ということであるが、一番はがん予防・がん対策の推進という項目が起こされたということである。欧米の諸国では検診の受診率が7割を超え、がんによる死亡率が低下しているということであるが、我が国の死亡原因の第一位ががんということで早期発見すれば完治も可能ということもあり、昨年度より区の最重点課題として取り組みを進めている。23区で初のがん対策担当課の設置や、今年度中になんかがん対策の推進条例あるいはがん対策の推進計画といったものを策定し、整合的かつ計画的ながん対策を進めていきたいということで、後期基本計画の体系の中に施策として追加したい。

その次に健康危機管理対応ということで、昨年度新型インフルエンザが発生し、そ

の対応や、さまざまな感染症対策、また、災害時の危機管理など健康部門においても危機管理体制が必要ということで危機管理マニュアルの改正あるいは医薬品の備蓄等が必要ということで計画にも位置付けている。

3点目はメタボリックシンドロームの予防ということで、平成20年度から特定健診事業、いわゆるメタボ健診が開始された。これまでは各自の責任としていたものを医療保険の保険者に対してメタボリックシンドロームの予防を推進するということを義務付けたというものであり、区の施策の中でも特定健診を実施するということ、区民自らの健康づくりということで、健康づくり大学とかとしま健康チャレンジ事業などを行ってきており、そうしたものを新しい健康プランの計画の中に位置付けている。

4点目は地域医療連携体制の充実ということで、休日、夜間の医療体制の充実を図るために都立大塚病院と連携して、準夜間の小児救急医療制度の整備や、薬剤師会と連携して休日の調剤薬局を開設した。今後さらに地域医療の充実、在宅医療の充実を考えており、そのような位置づけを行っている。

3ページ目であるが、今説明したメタボリックシンドロームの部分の内容を加筆したのが下線の部分である。それ以外の部分についても、先ほど説明した状況を踏まえて文章の加筆修正を行ってきたところである。

最後に後期基本計画の成果指標、資料2-6であるが、3ページ目が健康分野であり、メタボリックシンドロームに対する施策を実施するという変更があったので、従来の「成人健診受診者のうち異常認めずと判定される人の割合」を「特定健診におけるメタボリックシンドローム基準に該当する人の割合」と改めた。また、がんの対策を進めるということで、「がん検診の受診率」を成果指標に加えたところである。

原田会長： 資料2-3をご覧ください。今回議論していただくのは、がん対策をやりますよ、これでよろしいかというものでございます。これはいらぬとかあるいは他のもののほうがもっと大事であるとか、あるいはがん対策をやるのであれば、もっとこういうがん対策をやるべきではないかとかを議論いただくことになります。具体的には計画の中に下線が引いてある部分を追加したい、あるいはがん対策の推進の項目を別途設けたいがこれでよろしいかというのが今日の議論になります。

子ども家庭部長： 《資料2-4及び資料2-6により、「子育て分野」における後期基本計画の体系と成果指標案について説明。》

資料2-4であるが、子育て分野に関しては、地域づくりの方向の「3. 子どもを共に育むまち」の「(1) 子どもの権利保障」と「(2) 子育て環境の充実」の2つである。2ページ目にある補完計画であるが、子育て分野の補完計画は豊島区子どもプランであり、子育て分野の豊島区の基本計画であるとともに、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づく市区町村の行動計画の位置づけもある。このプランは豊島区の基本計画に先行し、平成17年3月に策定され、平成17年度から26年度までの10年間の計画となっている。基本計画は平成18年度から27年度までであるので、1年ずれているというかたちになっている。そのために、基本的にこのプランの内容をベースに基本計画も検討がなされており、子どもプランの計画の内容が盛り込まれていると考えていただきたい。子どもプランは10年間の計画の5年ごとに社会環境の変化等を勘案して見直し、なおかつ行動計画の計画目標も見直すことになっており、昨

年子どもプランを見直したところである。その結果が平成22年3月策定の後期計画である。それぞれの計画の施策の部分は、多少表現は変わっているが体系的には4つの分野ということで変更はない。計画の見直しにあたり事業内容も見直しているの、施策の下にある実施事業については変わっている部分もあるが、豊島区が子育ての分野で基本的に進めていこうという施策の方向は変更なしという結論であった。それに従い、基本計画の体系についても基本的には変更なしということにしている。政策としては、「子どもの権利保障」と「子育て環境の充実」の2つである。「子どもの権利保障」の施策としては3つ、「子育て環境の充実」としては施策として3つであり、このうちの2番目、従来は「多様な保育ニーズへの対応」という表現であるが、これを「子育て支援サービスの充実」と変更している。これは、計画事業が保育の事業だけでなく子育て支援施策全般に及んでおり、補完計画の中でも子育て支援サービスの充実という言葉を使っているため、この表現を使って変更をしている。

3ページ目の政策と施策の方向についても、大きな変更はない。「(1)子どもの権利保障」については、施策の方向全般を表現するような内容に修正している。「③遊びと交流の保障」であるが、前期に1か所、後期に1か所整備を予定している中高生センターの記述が欠けていたので、その部分を付け足した。「(2)子育て環境の充実」については「②多様な保育ニーズへの対応」の表現を「②子育て支援サービスの充実」に変更した。

資料2-6成果指標の4ページ、「子どもの権利保障」の成果指標であるが、従来「いじめや虐待がなく、家庭や学校、地域の中で子どもの人間性が尊重されていると考える区民の割合」ということで、区民意識調査の結果を指標として採用していたが、この数値は意識調査のサンプリングの対象が変わるということもあり、内容が印象的な数値になるので、成果を示す指標として適当ではないという判断をした。そこで、「マルチトリートメントに関する新規の相談・通報件数」に変更したいというものである。マルチトリートメントというのは大人の子どもに対する不適切な関わりということで、虐待関係の相談・通報件数として統計数値をとってきており、この新規の相談・通報件数を指標にしたいと考えている。子どもの虐待対応とかの仕組みもだいぶ整理されてきているので、この数値のほうが確かな目標になると考えている。

原田会長： 資料2-4の2ページ目の右側から左側に計画を変えようと思うがこれでよろしいか、というものでございます。具体的には3ページ目に下線が引いている部分、今回この部分については新規の部分はございません。新たに表現を変えて文章を追加したというものでございます。文章を変えただけではないかと思うかもしれませんが、この文章が変わることによっていずれ議論される事業の中身や金額やその量が変わって参ります。単なる文章の変更ではなくて重点の移行であり、これがいずれ具体的な事業の量や質に変わっていくというふうにご理解ください。

保健福祉部長： 《資料2-2及び資料2-6により、「福祉分野」における後期基本計画の体系と成果指標案について説明》

資料2-2の1ページ目に基本計画の体系として「2. すべての人が地域で共に生きていけるまち」の「(1)地域福祉の推進」「(2)地域での自立生活支援」の分野についてである。今回の見直しの背景として、補完計画の地域保健福祉計画の改定があった

わけである。現行の基本計画の策定から約5年が経過しているわけであるが、福祉の分野においては相当大きな環境の変化があった。法制度の面では、介護保険法が平成17年に大改正が行われ、地域密着型サービスの創設、あるいは地域包括支援センターの設置などが改正の内容であり、また同じ時期に障害者自立支援法が制定され、障害者福祉の体系も相当枠組みが変化してきている。また、社会情勢としては少子高齢化が急速に進展しているわけであるが、本区でも今年の1月現在で65歳以上の高齢者約61000人という数字になっており、高齢化率として20.8%、その中でも一人暮らしの高齢者が非常に多いのが本区の特徴となっており、比率では37.4%、約19000人が一人暮らし高齢者になっている。また、区民のライフスタイルやニーズが多様化しており、行政だけではそうしたニーズに応えていくことが難しいという中で、一方では地域のつながりが非常に希薄化しているという状況がある。そうした中で区民、ボランティア、地域団体、そういった地域の様々な主体がネットワークを形成して地域力を向上させながら互いを支えあう環境づくりが非常に重要となってきた。その辺に重点を置いて今回補完計画の見直しを行ったわけである。地域保健福祉計画は介護保険事業計画、障害福祉計画等関連の計画をすべて取り込んでいる総合計画である。18年の策定のもものと比較して主な修正箇所は赤字で記載している。地域福祉の推進の分野では、福祉と文化の連携の仕組みづくりが新たに入ってきた。これは福祉と文化の融合を図る観点から高齢者、障害者が文化活動を通じて自己実現や社会参加が図れる仕組み作りというものに取り組むというものであり、障害者美術展や介護保険ライブラリーなどに力を注いでいる。また、地域ケアシステムの構築の中では、地域における新たな支え合いの仕組みづくりが新たに入ってきて、改定計画の大きな柱になっている。住み慣れた地域の中で安心して住み続けられるよう関係機関と連携して区民が主体的に関わって支え合う仕組みづくりを目指すものである。そのツールとして社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー2名を配置しているところである。保健福祉サービスの充実と利用支援・権利擁護であるが、平成18年に高齢者虐待防止法が施行され、また、社会福祉協議会の福祉サービス権利擁護支援室のサポート豊島において、様々な事業が展開されており、権利擁護推進の重要性を強調したものである。また、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりについては、高齢者、障害者のみならず、すべての人が安全・安心を実感して、住みたい、訪れたいと思えるような優しい街を目指すという観点から地域福祉の推進に施策を移行させたということである。次に大きな政策の柱として、地域自立生活支援であるが、18年の計画では高齢者・障害者の地域生活自立支援となっていたが、対象として高齢者、障害者以外にも、ソーシャルインクルージョンのところに記載があるように生活困窮者や外国人、更には発達障害者や中国残留孤児等も対象としているので、こうした点も踏まえて整理しなおした。なお、この地域保健福祉計画については、計画期間が22年度から26年度までの5年間となっているが、3年ごとに見直しを行うということになっており、中間年度の23年度に見直しを行って、新たな5年計画として策定するものである。したがって現在すでに保健福祉審議会において見直しの作業に取り組んでいるところである。こうした補完計画の改定を踏まえて、今回基本計画の体系もそれに合わせた形で整理している。「地域福祉の推進」の中の①②は変更ないが、③に権利擁護の推進というテー

マを強調して文言の整理を行った。④については内容を見直し、施策名を「ソーシャルインクルージョンの推進」とし、体系の位置づけについても、補完計画に合わせて移行している。次に「高齢者・障害者の自立支援」の政策面については、補完計画の見直しに合わせて高齢者・障害者に限定することなく「地域での自立生活支援」とし、①については内容に合わせて変えており、④については特別養護老人ホーム、あるいはグループホーム等の施設整備を内容としているので施策名をそれに合わせて変更している。それに合わせて、3ページ目は表現等を現状に即して見直したところである。資料2-6の成果指標であるが、1ページに、従来「地域福祉の推進」の指標として「見守りと支えあいネットワーク協力員登録者数」を取り上げていたが、この事業についてはあくまでも希望者を見守りの対象としており、全体をカバーできないという点もあったので、今後は希望の有無にかかわらずリスクの高い一人ぐらい高齢者の孤立化を防止する観点から現在一人暮らし高齢者等の実態調査を行っており、その調査結果を基にして孤立化の高い高齢者に対して地域包括支援センターの職員が訪問し、必要なサービスにつなげるという事業を見守り活動の中核として推進していくことにしており、この事業の訪問件数を指標として設定しようということで整理した。また、2ページ目に従来は「就労支援センター在籍者で一般就労した人の割合」として対象をかなり限定していたが障害福祉計画の内容に合わせて指標を変更している。最後に、「特別養護老人ホームの定員数」については待機者の動向等を見極め、施設整備を推進する必要があるので、後期目標の数値を上方修正している。現在630床確保しているが、200床上乗せして830床という形で確保すると変えている。

原田会長：　　ここでご議論いただくのは、現行の現基本計画の体系を左側にする、これによろしいかというものでございます。具体的には資料2-2の3ページ目に実際に計画として事務局で考えている案がございまして、具体的にはこういった下線によろしいかということでございまして、この下線を変更すると具体的には一定の事業が追加されたり、事業の量が膨らんだりというふうに反映をしていただくということでございまして、ところで補完計画とは何か、という分野ごとに既に作られている計画でございまして、今回の計画とは親子の関係にあると思ってください。分野ごとの子どもの計画が、親である、この場で議論している基本計画と親子関係にあります。子どものほうが新しくなっておりますので、親のほうもバージョンアップいたします。子どもにまねるということではなくて、子どもの変化を見ながら親の計画を見直していく、まるまる移していくということではなくて、全体を見る計画としてどうしたらいいかを考えるということでございまして。

教育総務部長：　　《資料2-5及び資料2-6により、「教育分野」における後期基本計画の体系と成果指標案について説明》

資料2-5の教育分野、「3. 子どもを共に育むまち」の「(3) 幼児教育」「(4) 学校における教育」「(5) 地域における教育」の3つである。

2ページ目の後期体系案と現体系比較表をご覧いただきたい。初めに体系の見直しの背景について説明させていただく。教育分野では平成18年の12月に教育基本法の改正が60年ぶりに行われた。それを皮切りに学校教育法、また趣旨を踏まえて学習指導要領の見直しが行われている。一方、平成18年度に策定した教育ビジョンは、

その見直しの時期にきていたので、平成22年3月に教育基本法等の法改正の趣旨を踏まえ、旧教育ビジョンの実績等を踏まえて豊島区教育ビジョン2010を新たな補完計画として策定したわけである。このビジョン2010は教育基本法に規定されている教育振興基本計画に位置付けられるものである。

分野別の補完計画対比表を説明させていただく。教育委員会では、平成19年度から旧教育ビジョンに基づいて施策を推進し、児童・生徒の学力の向上や人間性の育成に一定の成果を上げてきたが、小1プロブレムや中1ギャップなど引き続き力を注がなければならない様々な課題がある。また、これからの知的基盤社会、国際化、情報化などが進展する社会を生きる子どもたちに必要な教育や、そのための環境整備が現状ではまだまだ充分でないということで、そうしたことを踏まえて教育ビジョン2010を策定した。

それでは、分野別の対比表の中で今回見直しをした法改正の趣旨を反映して内容変更が行われた点について説明したい。平成19年3月策定の旧教育ビジョンの施策の「確かな学力の育成」「豊かな人間性の育成」「しなやかな心と体の育成」「教師力の向上」については大きな変更はない。今回見直したポイントは平成22年3月策定の現行のビジョン2010の「教育内容の充実」のところに新たに施策として「未来を切り拓くとしまの子の育成」を方向として一つ加え、また、「教育施策推進環境の充実」に新たな施策として「質の高い教育環境の整備・充実」を加えた点である。「未来を切り拓くとしまの子の育成」は豊島区の地域性、独自の施策をアピールするため新たに新設した事業、また従来を再編にしたもの、豊島らしさを積極的に発信していくために更に再編したものである。「質の高い教育環境の整備・充実」は、これからの知的基盤社会に生きる子どもたちの教育を行うための環境整備を図るという施策を取りまとめたものである。今回の基本計画の体系の見直しに影響する部分について説明すると、現行の教育ビジョン2010の「教育施策推進環境の充実」に「家庭教育支援の充実」を新たな施策の方向性として加えたもの、これは教育基本法の改正の趣旨を受けて設けたものである。それから「安全・安心な学校づくりの推進」は今、区が取り組んでいるセーフコミュニティの関連施策として教育委員会が取り組む施策を位置付けるための方向付けとして新たに加えたものである。改めて、今回基本計画の体系の見直しに影響する内容であるが、現基本計画の体系の「2-4学校における教育」の「④学校に関わる安全対策」、これについては基本的には変わらないが、セーフコミュニティの関連の施策を位置付ける方向付けの施策としたい関係で、項目を「④安全・安心な学校づくり」と変えさせていただいた。また、「2-5地域における教育」の「①家庭・地域の教育活動の推進」については、教育基本法の法改正の趣旨を受けて、「家庭教育の支援」を独立させ、「学校、家庭及び地域の連携協力」という項目を分割するような形で新たに位置付けた。

続いて資料2-6、成果指標について説明したい。7ページ「3-4学校における教育」の部分である。一番目に記載のある「区立小学校の入学率・区立中学校の進学率」については削除を考えている。理由としては、小中学校について、私立・公立の選択は、社会経済の動向、保護者の経済状態によって大きく影響されるため指標として不適切と判断したものである。また、「区学力調査で目標値を達成する児童・生徒の

割合」については現行の指標がやや細かすぎることと、平成22年度からは新たに理科と社会も加わったということで、各教科ごとに設定する目標得点を達成した児童・生徒の割合、全体の科目の平均をとって70%以上と変更させていただきたい。最後に、「児童・生徒の体力・運動能力調査で8種目のうち都の平均を上回る割合」について、今回の法改正の中にも体力の向上を目指すという趣旨もあり、体力の低下については課題となっているので、客観的な数値も出しやすいということもあり、今回新たに指標として追加させていただいた。

3. 議事

原田会長： これで4つの分野についてご説明いただいたことになります。ご紹介が遅れておりましたが、澤野委員がお越しになりましたのでご挨拶をお願いします。

澤野委員： 前回出席できませんでしたが、聖心女子大学の澤野と申します。よろしくお願いたします。

原田会長： それでは、大きな変更のないものから順に議論を進めてまいりたいと思います。具体的には資料の2-3をご覧くださいますと、「がん対策の推進」が追加されております。追加された理由は、補完計画である地域保健福祉計画の変更を踏まえて変更し、具体的には3枚目の下線部のような表現に改めるという案でございます。今回はこの変更部分について、この表現はもう少しこうしたほうがいいのか、これはなんとなくおかしいとかそうしたところを含めて色々なご議論を頂戴したい。具体的には今日の議論を踏まえて、この修正案にさらに事務局が修正案を作ってくるというプロセスにさせていただきたい。本日この場で表現を決めてしまうのはなかなか難しいところもございまして、色々なご希望やご意見を今回出すだけ出し、それを踏まえてもう1回出してもらったものに対していいのかどうかを議論させてください。まず、健康・保健分野について、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見があればお出しいただきたいと存じます。

G委員： 「がん対策の推進」が新たに加わってきたということで、豊島区も力を入れて取り組んでいただいているのは非常に大事なことだと認識している。修正案のがん対策の新たに加わった部分の文章については総合的ながん対策を推進するようになっており、また、説明では条例も含めてやっていきますとのことではあったのですが、一点気になるのが成果指標についてである。がん検診の受診率 8.3%から後期目標 22.5%と記されているが、この根拠をお聞かせください。

健康担当部長： 今後がん対策を進めるうえで、検診の受診率の上昇がキーポイントになると思っています。根拠ということであるが、意気込みというか考え方も含めてこれくらいにしたいということであり、平成20年から平成21年について約1.5倍受診率を伸ばしている。その大きな理由として、未受診者に対する受診勧奨、郵送による勧奨であるが、そういったものが大きく寄与しているということで、こういった対策を今後も力を入れていきたいということである。ただ、22.5%を確保できる担保があるかという点、やってみなければわからない部分もあるが、がんの予防、早期治療のためには受診率の向上が一番重要と考え、かなり高い目標であるが数値を設定させていただいた。

G委員： 東京都のがん対策基本計画とか国の基本計画とかを読んでみると、すべて目標値はご存じのとおり50%となっている。東京都のなかで初のがん対策条例を掲げる区とし

て、22.5%で高い目標なのかと引かかるがその点はいかがか。

健康担当部長： 目標値としては50%をめざすのは同じ考えであるが、区の検診以外に企業検診であるとか個人検診というものがある。現在区で掌握できるがん検診の受診率は8.3%であるが、今回6月に区民5000人に抽出調査を行い、回答率が52%くらいということで、30代から70代まで各層5割近い回答で、私どもも喜んでいるが、その中で区の検診の受診率が10%くらいという回答がきている。若干客観的な数字よりは意識の高い方が回答された傾向があるかと思っており、そういう目で見ると必要があるが、その中で企業検診が10%前後、個人の検診も10%前後ということで、ある程度係数をかけて低めに受診率を把握する必要があるかと思うが、区の検診8.3%以外に企業検診と個人検診が同じくらいかもう少し大きい数値があると考えている。企業検診、個人検診の受診率の動向を継続的に2、3年おきにアンケート調査で把握する必要があるとは思いますが、その辺のところをプラスすると5割にいくのではないかと考えており、22.5%という数値に整理した。

G委員： それならば、全区民の受診率をしっかりと調査していただき、総合的に区としても国が言っている50%を目指すとしてもらいたい。

原田会長： 何を分母として測るのかをお示しする点で、豊島区はせっかく条例を作ったのにやる気がないのかと思われぬような仕組み、あるいは調査などその辺の努力をお願いしたいと思う。

健康担当部長： 国の目標値50%について何らかの関連がわかるような表記を考えたい。

原田会長： がんについても大事であるが、メタボリックシンドロームについても大事なポイントである。他の健康分野で、こういったところが落ちているのではないか、あるいはもっとここは踏み込んだ記載をして、実際にこれから事業量を考えていく際の指針とするべきでないかというようなご議論を頂戴したい。がんを含めていかがでしょうか。

I委員： 一般的に、特定検診については、指標として受診率が一つの基準でおこなっているわけだが、今回、成果指標を「特定健診の結果メタボリックシンドローム基準に該当する人の割合」とした考え方を伺いたい。

健康担当部長： 国では特定健診の受診率の目標を全国的に掲げて、それを保険者に対してクリアするようにということで、65%というかなり高い目標が設定されているが、メタボリックシンドロームを改善するということが目的としてはふさわしいだろうということで、メタボリックシンドロームに該当する割合を下げていくということを目指して設定している。ただし、特定健診の受診率が現行の水準でいいとは思っていないので、目標設定をしているいないにかかわらず、別途国の目標をクリアするような特定健診の受診勧奨を行っていきたくと考えている。

原田会長： 大変難しいところであり、2つとも指標としてあり得ると思いますが、今の案のほうがより結果に近いといえますか、どういう状態にもっていくのかという区の姿勢を表せるのかと思う。

I委員： 以前から成果指標の考え方については、区の目標を上げるために事業としてはどのようにやるのかその事業量を本当はきちんとしなければいけないのだが、きちんとした事業量が作れない中で色々な成果指標が作られてきた。指標自体が本当にこれでいいのか、いったい何を目的にしているのかそれがはっきりしないとまずいのでは

ないか。これまで成人病健診で異常を認めずと判定されている人の割合というものをメタボの割合でやるということ、今回の場合はわかりやすいが、その辺の考え方と指標の関係が明確でないとなんのためにやるのかわからなくなっている。考え方としては健康な区民を増やしたいということであるが、腹囲を測るのはいかなものかであるとか、メタボの基準自体が実は問題があるのではないかと議論もある。そういう流れでいくと、基準自体が変わってしまう可能性があったりして、目標値としていいのかというのがあったので聞いてみたのであるがいかがか。

原田会長： 事業の議論は後ほど出てきますので、その際に、何%に上げると言うのが本当にこれだけ事業を行うのか、本当にこの事業量でできるのかという議論は事業量の際に立ち返って議論いただきたい。指標の是非というのは科学技術の進歩と連動してまいりますので、最先端の議論を部局として追っていただくということにさせていただきます。もし、必要があれば、後年、メタボ以外のより適切な指標を選択するとして、当座はこの資料であるはこの上がり具合、下がり具合でいいのかということについては、後ほどということにいたしましょう。

I 委員： 予防接種について、最近よく取り上げられているが、そういうものはどこに入ってくるのか。

原田会長： お調べする時間が必要であれば後ほどにさせていただきます。では、変更が少ないものからご説明を頂戴し、質疑をお願いしておりましたので、次は子育てでございます。ここの大きな変更の点は「子育て支援サービスの充実」ということでございました。以前は多様な保育ニーズということでありましたが、言葉だけの違いなのかと思えないこともないので質問させていただきたい。一番重点の変更点はどこなのかを端的にご説明いただきたい。

子ども家庭部長： 標題が「多様な保育ニーズへの対応」ということで、これまで保育だけが対象になっていたが実際に事業内容をみていくと、一時保育とかショートステイとかは入っているが、ひとり親家庭への助成とか女性自立支援とかという事業が入っているのもう少し広く、子育て支援サービスという概念でとらえたほうが適切ではないかということで表現を変えたところである。

原田会長： 今の点で申しますと、就学前の保育に欠ける児童だけでなくもう少しタイムスパン的にも長く、かつ様々な状況に対応できるとしたというふうに理解してよろしいか。では、質問を頂戴したい。

I 委員： 前回の資料の豊島区政20年の変遷の中で、体系に合わせて今どのように変わってきているか出ているが、この64ページで保育園の待機者数が増えているとしている。ここの問題に光をあてて充実をさせなければ、量も増やさなければならないという考え方でこういう変更ができたのではないかと思ったが、先程の質問に対してはもっと広げるみたいなイメージだったので、改めて確認させていただきたい。

子ども家庭部長： 待機児対策が今大きな課題となっているが、それは「子育て環境の充実」の中の「②子育て支援サービスの充実」と施設のこともあるので「③サービス提供システムの整備」にも関係してくる。この両方が関係してくると思うので、体系としてはこれでカバーできると考えている。ただし、前期計画の「多様な保育ニーズへの対応」という表現は待機児がそれほど多くなく落ち着いていたときであり、これからは保育サービ

スの多様化のほうに進むべきだという認識があったのだと思う。今回待機児が大きな課題となっており、昨年立てた保育計画でもこれから5年間かけてやるような形になっているので、そうしたことも含めて「子育て支援サービスの充実」という表現に変更したところもある。

原田会長： 今日の分野は比較的身近な分野でありますので、素朴なところから極めてテクニカルなところまで質問を是非お願いしたい。

○委員： 子育てと聞くと、対象が未就学とか小さい子ども達を育てるための施策とか事業はこのところものすごく活発になってきて目にすることが多いが、その時期を過ぎてしまうと子どもを育てているにも関わらず相談するところもない。また、反抗期に対して親が悩んでいるが相談するところがないとか新聞でも取り上げられている。子どもは何歳になっても子どもである。子育てという言葉に含まれる意味合いがものすごく狭くなっているような気がする。中学生までは義務教育ということで、遊び場や活動の場を作ってあげようと手が差し伸べられるが高校生くらいになると一番対応が苦慮する時期であるにもかかわらず区の対策として見守る場所がないというのが実感である。そのあたり子どもたちについてはどの辺に入るのか。

原田会長： 中高生センターへの言及もあったがそういったあたりも含めて説明願いたい。

子ども家庭部長： 子育て分野の対象は、概ね18歳以下であり児童福祉法の児童を対象としている。ここに出ているのは子どもプランの全体ではない。色々なところに関係してくるので、例えば教育分野にも関係してくるし、男女共同推進センターとの関係も出てくる。ここでとらえているのはいわゆる子育ての部分である。中高生とか青少年の相談体制については、一つ上の「子どもの権利保障」の「①子どもの権利の確立」、に関係してくると考えている。

原田会長： このあたりは表現が難しいところですが、子どもというところから伝わるところをうまく削ぎ落してもう少し幅広いイメージを伝えるようなものがあれば是非お考えいただきたい。文言を変えるようにと言っているわけではないのですがそうしたところには是非ご配慮をと思います。

M委員： 資料2-6の4ページの指標の中に「子どもスキップ開設数」というのがあるが、これは小学生を対象にしているスキップであり、中高生についてのことが全く抜けている。これからはそれが一番大事な部分ではないかと思う。そういう意味では例えば今区が展開している中高生の居場所というものが計画の中にあると思うが、区内に2か所と書いてあるがまだ1か所しかできていない。実際には小学生のスキップの数からいうと中高生の居場所というのは2か所くらいでは足りない。区の中にこれから充実させて、子どもの権利の保障という意味で一方のみで偏らないような部分としてこの中に入れていただきたいと思うがいかがか。

子ども家庭部長： 指標として中高生センターの数を出すということが適当かどうかというところは、何か所くらい必要かという事業量の問題にもなってくると思うので、その時点で考えたい。中高生センターについては基本的には中高生の学校外の生活をすべてカバーしようという立場ではない。学校外の活動のきっかけになればということであるので、そういうことから数はいくつがいいのかはご議論いただければいいと考えている。今のところこのプランでは2か所を考えている。また、場所としては「子どもの権利保

障」の「③遊びと交流の保障」のところに中高生センターを位置付けたいというところである。

M委員： ジャンプ（中高生センター）の話をする、今2か所ではなく1か所しかできていない。実際にはこのジャンプ（中高生センター）の設定の仕方が今までの児童館を中高生に充てているということで地域のことを考えていない。中高生の居場所というのは区全体の中で計画通り作っていかないと、単に空いているからそこを中高生の居場所にするということだと地域の賛成を得られない状態にある。しっかりと計画を立てて、5年も2か所で行くというのは乱暴ではないかと思うかがか。

原田会長： これは具体的な事業量を議論いただく際にもう一度この指標に立ち返っていただきたいと思います。また、場所の問題というのはこの場で議論するのは難しいと思いますので、今後の施策の際にご配慮だけ頂戴できればと思います。今日どうしても成果指標のほうのわかりやすい印象がございますので議論が集中いたしますけど、事業量の議論をさせていただき際にもう一度立ち返って議論していただきたい。ここに掲げられてないからと言ってやる気がないというわけではなくて、この施策全体を何とか表現できるものであるかどうかを是非ご議論いただければと思います。

F委員： 「子どもを共に育むまち」の政策、「子どもの権利保障」の中の「②安全な生活の保障」のところであるが、いじめや虐待ということについての安全な生活の保障ということはもちろんとても大切なことだと思うが、子どもたちが通学路における事故とか事件などに巻き込まれないような、そういったところについてもこの「②安全な生活の保障」の中の柱として考えていくということができないものか。また、「③遊びと交流の保障」のところであるが、子ども同士で遊んで交流する機会が非常に少なくなっているということであるが、豊島区の地域の中にある公園づくりと交流する機会みたいなものをリンクさせて考えていくようなことについても是非お願いしたい。

子ども家庭部長： 子どもの安全・安心については、子育て分野だけでなく教育分野、治安分野にも出てくる。通学路の関係は教育分野の安全のところから出てくる。公園についても子どもプランではカバーしている。基本計画はエッセンスを絞り出すようなものであり、細かいところをどこまで載せるのかということがある。前期の基本計画ではそこまでは載っていなかった。計画事業を選択するとき、またご議論いただければと思う。

D委員： 資料2-6の4ページの変更された指標で、「マルチリトメントに関する新規の相談・通報件数」とあるが、矢印を下向きにすると目標値を下げるかのような印象を受けるので、増加を抑制するとか文章で表現したほうが良いと思う。ただ、相談に関しては、マルチリトメントというといじめの問題が抜けて、大人からの不適切な関わりに関する相談だけになってしまうが、相談が盛んになることで抑制できるということもあろうかと思う。また、いじめの問題が成果指標としてなくなってしまうわけであるが、いじめに対して、施策の方向では、子どもが気軽に相談できる体制を整備すると書いてあるので、やはり相談件数が増えることによって解決ができると思う。指標として通報と相談を並列するのは矛盾するのではないか。

子ども家庭部長： 仕組みが成熟していくに従って、むしろ相談件数が増えて来ることがあり、指標としてどうなのかということがある。新規の件数を見ると、平成12年度から統計をとっているが、平成17年度に児童福祉法と虐待防止法が改正され、各自自治体が

相談できるようになったので非常に増えた。それから考えると新規件数に関しては減っているの、指標としては大丈夫ではないかと考えている。相談前で解決するものもある。例えば虐待に対する対応を充分にするというのはもちろんであるが、その前に各家庭に相談に行き、虐待になる前に防止するといった施策を進めていくことで相談件数を減らしていくという方向を目指したところである。

原田会長： 政策評価というのはリトマス試験紙のようなものではない。白黒つけてどうだというものではなくて、住民と役所とのキャッチボールの1球目、ダイアログの1球目だとお考えください。これで、上がったからやめるとか下がったからどうするというような酸性かアルカリ性かを決めてしまうようなものにしないような仕組みのほうがむしろ住民自身の観点からすればプラスなのではないかと思えます。こうした議論を踏まえて、もう一回考えて、もう一回出す。その議論の1球目だご理解ください。これで決めてしまおうというのではなくて、2球目をこんなふうに考えましたというふうにしていただけるとありがたい。指標全般がそうですが、そんなものだ、しかしながら1球目であるという重みは自覚をしようということでございます。

次は福祉分野、今回は変更が3つで移行が1つでございます。私は、是非このソーシャルインクルージョンというものを高齢者100人に聞いてほしいと思えます。住民に親和的ではないと思えますので是非お考えください。ご質問いかがでしょうか。

I 委員： ソーシャルインクルージョンの分野は非常に広く、他に入らない分野が全部入ってしまうのではないかと考えているところである。言葉が「ソーシャルインクルージョンの推進」と変わって、具体的にどのようになっていくか教えていただきたい。

保健福祉部長： この間社会情勢も変化して、障害の分野も新しく発達障害者とか、その支援法ができたり、高次機能障害者への対応の取り組みが始まったり、外国人への対応もきめ細かくやっていかなければならなくなっている。何よりも生活困窮者という意味では、生活保護の受給者が激増しているので、こういったところに行行政としてどれだけの支援ができるかという観点から、誰もが差別されない、共に支え合うという視点でさらに充実させていくために「ソーシャルインクルージョンの推進」ということとしている。自立支援ということが最終的な目標であるので、そこに視点をあてて整理した。

I 委員： 昔なら年金が少ないから高齢になって生活ができないので生活保護ということもあったが、若年層という部分では失業ということが一番大きいと思うが、雇用対策という区はやりませんとなってしまう。だが、どこかがやらなければ失業者は減らないわけで、その辺に力をいれていくことは考えていないのか。

原田会長： 区で雇用対策を行うことは、なかなか難しいかと思うが何か行っていることがあるか。

保健福祉部長： 基本的に雇用対策については国できちんと整理すべきであるという考え方もあるが、いわゆるセーフティネットしてはまずは失業手当という部分があり、それが受けられない部分について、昨年来住宅手当の緊急特別措置事業というものが国の補正予算で措置された。それを受けて、失業あるいは住宅を失う恐れがある、そういったことで困っている方を対象に住宅手当を一定期間支給してその間に自立を支援していこうという策を講じている。毎日のように相談に来られる方が非常に多くなってきているので、その辺はあくまでつなぎであるが、生活保護に陥る前の第2のセーフティネ

ットとして、区として行える範囲で行っている。

事務局： 区の中でなかなか考えられない雇用ということであり、大本は国の対策であるが、この不景気に対して緊急雇用ということで区でも国の補助金を受けて取り組んでいるところである。これは複数年にわたるもので、延べ 500 人程度区に関連事業の中で雇用を創出されている状況がある。

I 委員： いわゆるワーキングプアについてであるが、仕事に就いていても月 10 万とか 15 万という部分もあり、やはり同じように最低賃金の問題ということであれば国の問題ではあるのだが、公務員のワーキングプアというのも今話題になっているので、区としてはワーキングプアを作るようなことはしないようにしてもらいたい。

M 委員： 資料 2-6 の 1 ページで、指標名の「見守りと支え合いのネットワーク協力員登録者数」が変更となり、「高齢者のアウトリーチ事業の訪問件数」ということだが、見守りというのは今高齢者だけでなく障害者も入っているはずであったと思うが、一人暮らしだけに限られたアウトリーチの訪問件数となった理由というものを伺いたい。障害者も見守りと支えあいネットワークに入っているわけであるが、評価としてはほとんど進んでいないということできなくなり、もっといいものに変更するように思ってしまう。しっかりとこの変更についての理由を聞きたいのと、今 75 歳以上の一斉調査というものを行っており、3 年ごとに一斉調査を行うと聞いているが、この訪問件数の数をどのように上げていくのかを知りたい。

保健福祉部長： 見守りと支えあいネットワーク事業については指標から外すことによってこの事業をやめるということではなく、引き続きやっていく。ただ、この事業については手挙げ方式というか希望者があってそうした人たちを対象に支援していくという事業であり、いわゆる高齢者全体あるいは障害者も含めて全体をカバーできないという状況がある。そういったことから実態調査ということで 65 歳以上の全数調査を今年度から初めて実施しており、とりわけ高齢者は障害を抱えている方も多いため、しかも一人ぐらしとなるとかなりハイリスクである。そうした方を対象にまず実態をつかんで、その中からさらに見守りが常時必要な方、非常にハイリスクな方を中心に積極的に訪問し、必要なサービスにつなげていくということがこれから一番求められている事業であり、見守り活動の中核になるであろうということで指標としてとりあげるべき価値があると考えている。

M 委員： 一斉調査の件数ということではなく、見守りの訪問件数と考えていいのか。

保健福祉部長： あくまでも実態調査とは別で、地域包括支援センターの職員が見守りを具体的に直接アプローチする訪問活動の件数であり、今年度はモデル事業であるがこれから増えていくと思う。見守りと支えあいネットワーク事業は基本的には高齢者、75 歳以上の一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者のいる世帯に対して行うというものを基本としている。

原田会長： 最後に教育分野にまいりたい。

A 委員： 資料 2-5 の 3 ページ目の分野別補完計画対比表のところであるが、19 年 3 月策定された計画の「国語力の育成」が「言語活動の充実」と変わっている。それほど大きな変更はないようであるが「言語活動の充実」と変えたのは何故なのか。「外国語教育の充実」というのが別にある。国語と外国語というならわかるが、言語活動と外国

語教育という対比は何か意味があるのか伺いたい。

教育総務部長： 「言語活動の充実」と表現を変えているが、赤字で表現している部分については今回の教育基本法の改正の趣旨を踏まえて見直しをした部分である。施策については変わらないが、学習指導要領の中の国語教育における基礎・基本の定着のための時間数も拡充されており、そうしたことを踏まえて、指導計画の見直し等を行っているので、そういう趣旨でこの表現に変えたものである。外国語教育の充実については、本区の場合かなり早い段階からALTの小中学校への派遣など英語教育の充実に努めているので、法改正の趣旨を先取りした形で実施をしているということで標題等は見直しを行っていない。

S委員： 教育基本法が変わり、学力低下に対して、学校教育法が同時に改正となるなかで、学力とは何か法に初めて規定された背景がある。それを受けて今回の新しい学習指導要領の中では単に国語の読解力や言語力を高めるだけでなく、全教科、全領域を通じた言語活動を通して学力の基になる力をつけていくという趣旨に大きく転換されてきた背景がある。そうした背景を受けて、これまでは国語力として主として扱っていた読解や発語の力を全領域を捉えていこうということで外国語も含めてコミュニケーションする、つまりインプット、アウトプットの両方をうけられるようなことを重視していこうということで内容を充実して包括したということである。

原田会長： 分野別の補完計画の中で、豊島区の教育委員会としての独自の施策というか地域性という言葉があったが、豊島区が独自に行っているものについて示してもらいたい。

教育総務部長： 分野別の補完計画対比表の中で、平成22年3月に策定した豊島区教育ビジョンにある赤字で示されている部分については区の独自色を加味した項目ばかりである。例えば「各教科等における知識・技能の習得・活用」については、4月の段階で区独自の学力調査を実施しており、その結果を踏まえて夏の期間中に全校の校長とヒアリングを行い、授業改善推進プランに反映し、更なる授業力の向上に努めており、そうしたことが本区の特徴であると考えている。そのほかにも「未来を切り拓くとしまの子の育成」の中には、情報化社会に対応できるような環境を作るということで、例えばICTの機器の活用能力の向上、全学校に電子黒板を導入、あるいは校内LANを全校整備するなど、そういった環境整備にも努めている。

原田会長： 実際に後期計画の体系に豊島区らしい地域性がどこに反映されているのか。

教育総務部長： 大きな柱は変わっていない。例えば今の授業改善推進プランなど、豊島区らしい特色ある教育施策については「①「生きる力」を育む教育の推進」の中に含まれている。また、ICTを活用して新しい時代に応える環境整備については「③教育環境の整備」の中に吸収されているものであり、これらの中に今回の新しい法改正を踏まえた施策についてはすべて盛り込まれているという考え方である。

E委員： 教育分野における計画目標に関することで数点伺いたい。今回追加された「児童・生徒の体力・運動能力調査で8種目のうち都の平均を上回る割合」について、何故東京都の平均でとるのか。この指標で管理していくということはある結果が出たときにそれを分析して次のステップに反映するということが求められる。東京都の平均という基準点はたえず変動するもので、それをもって判定していき、なおかつそれを次の施策に反映させていくということができるのか、他区との比較分析ができるのか、と

でも政策議論的に難しいと思うのでこれを採用する背景は何かを説明いただきたい。

次に学校施設の安全ということが先程委員から発言があったが、通学路の安全や学校施設の安全は刑法犯認知件数等で客観的に把握できるものであり、何故アンケート、イメージで把握されようとするのか理解できない。セーフコミュニティの浸透を図るという新しい目標が、18年度の計画では入らなかった要素が入ってきたのでこの点について説明いただきたい。

3番目に、区の学力調査で目標値を設定し、達成するのはとてもわかりやすく、かつ魅力的であるが、区の学力調査そのものをやさしくしてしまう、調査する内容そのものの難易度を下げてしまえば、達成するというリスクが絶えず存在する。これについては客観的な第三者が絶えず難易度を検証していくということができれば保障されるものであるが、これは国の学力調査でも言われていることでもある。以上3点について伺いたい。

教育総務部長： 体力について新たに指標として加えた背景であるが、21年度の状況をご覧いただきたいが、8種目の体力テストを実施しており、全都のうち小学校58.3%、中学校41.7%ということであり、中学校においては半分以下の種目が平均値を下回っているという状況にある。体力を上げるということが課題になるが、向上しているかという点について色々目標値はあろうかと思うが、今回は東京都の平均を基準に指標を設定しようと考えている。都心と郊外とで比較する考え方もあるが、おそらく郊外のほうがグラウンドも広いし、体力について比較は難しいのではないかと考え、少しずつでも体力を高めていく努力目標として、何か数字的なものがほしいということで採用したいと思っている指標である。もっといい指標が見つければ採用していきたいと思う。初めて指標として載せようと考えているものであるのもので、まだまだ完全なものとは考えていないので検討をお願いしたいということでご理解いただきたい。

原田会長： この点もう一回部局でもお考えください。

教育総務部長： 2点目の「学校施設や通学路が安全であると考える区民の割合」は、教育委員会というよりは区全体で実施している区民意識調査の項目の中にこういったアンケート項目があり、従来から指標として使っているものである。一般の区民の方がアンケートに回答されるので、実態を知らない中での回答ということもあり低い数字になっている。こちらの指標についても適切かどうか改めて検討をさせていただきたい。

3点目であるが、「区の学力調査で目標値を達成する児童・生徒の割合」について今回新たに達成度ということで設けさせていただいた。こちらの点数の信ぴょう性について、区だけでやっていたら確かに点数について比較がなかなか適切にできないことも考えられるが、国全体で行う抽出調査にも本区の3割の小中学校が参加しているので、その結果の点数とリンクして集計することで全国との比較も推察することもできる。それよりもむしろ毎年悉皆で独自に学力調査を行うことで、子どもたち一人ひとりの学習状況を把握して、授業改善に結び付けたいというのが主な目的であるので、こちらの指標については学力の向上がわかる成果として、到達度として平均の数値を採用させていただきたいと考えている。

S委員： 甘くならないかということに限ってお答えしたい。本区が実施しているのは小学校3年生から中学校3年生までの全児童・生徒が受けており、一人ひとりの実態がよくわ

かる。また、事業者に委託しているがテストのレベルは国が行っているレベルに対して何ら遜色のない水準で委託している。そういうことで、それらを基にして達成率の評価を求めているというものである。

J 委員： 分野別の補完計画の中の「未来を切り拓くとしまの子の育成」の中の「特別支援教育の充実」であるが、特別支援教育の検証とか指導内容・指導方法の充実とあるが、指導的な立場の人数が絶対的に不足しているのではないか。

教育総務部長： 特別支援教育については、主に教育センターに人材を配置して行っている。例えば特別支援教育の巡回指導員 4 名体制で個々の学校で助言を行うとか、あるいは特別支援教育に関する研修の充実等様々な施策を展開している。確かに特別支援にあたる指導員の更なる配置を望む学校の声が強いが、徐々にではあるが人員の拡充については行っているし、これまで実施している施策等を整理統合することによってより効率的な施策に転換するといった工夫もしている。なるべく地域の声に効果的に応えられるような施策に転換していきたいと考えている。

J 委員： 落ちこぼれとか登校拒否とかにつながらないように豊島区らしさを出して充実した支援対策を拡充してもらいたい。

I 委員： かつて豊島区は地域の学校として地域の子どもが地域の学校に行き、学校と地域が子どもを見守るということをしごく重視していたが、隣接校選択制によって子どもが学校を選べるということで、選べること自体は悪くないが、かなり偏りが出たり、地域との密着度が減ったりしているという問題は地域から色々意見が出ていると思うが、これについて考え方は今までと変わらないということなのか。

教育総務部長： 隣接校選択制度については大半の地域では安定的な事業の展開ができていると考えているが、課題として、ご指摘のように特定の学校に集中したり、その学校に隣接するところ、あるいは小規模である学校については益々小規模化を促進するような傾向が指摘されている。今回分野別の計画の中では、新教育ビジョンの中で、「質の高い教育環境の整備・充実」の中に小規模校の支援策の充実を載せている。地域の宝を活用して魅力のある学校づくりを推進したり、授業づくり支援員を新たに配置して授業づくりを支援するといった取組みをさらに充実させていくことで課題の改善に努めていきたいと考えている。

原田会長： 先程の質問に対して健康担当部長からご回答をお願いしたい。

健康担当部長： 先程、予防接種事業はどの施策に該当するかということであるが、健康危機管理の中で既存事業ということで位置付けている。

原田会長： 本日 4 分野取り上げて議論いただいたが、どうしても計画体系の議論というよりは成果指標そのものについて議論がシフトしている。是非次回は、成果指標も大切な議論であるが新しい計画の体系がどう変わって、どう目指していくのかを議論の中心としていただければ幸いです。

E 委員： いくつかの計画の分野の中に「きょうどう」という言葉が出てきており、協同と協働の表記があったかと思うが、込められている意味が違っていると思うので、おわかりになりましたら説明いただきたい。

L 委員： 先程ソーシャルインクルージョンの文言が出たが、更生保護のジャンルの中でも地域包括ということで、犯罪を犯した人たちを地域の中でささえていこうという表現に

しているので、できればこのソーシャルインクルージョンの表現をわかりやすい表現にしていただければと思う。

原田会長： ありがとうございます。今の2点についてご配慮ください。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局： 次回は9月17日同じ時間帯で開催したいと存じます。ご検討いただきます資料については来週の末を目途にご送付差し上げたいと存じます。本日はありがとうございました。

原田会長： 今回と同じような議論の仕方を次回も続けさせていただきたいと存じます。次回はインフラ系であるとか本日取り上げなかった分野が中心になるかと存じます。お時間のあるときに資料にお目通しいただけると幸いです。それでは、時間がまいりましたので第2回基本構想審議会を終了とさせていただきます。皆様ご苦労様でした。

会議の結果	<p>(1)継続審議</p> <p>(2)次回日程は9月17日とし、事務局よりあらためて通知する。</p>
-------	---

提出された資料等	<p>【配布資料】</p> <p>2-1 基本構想と基本計画の体系比較表</p> <p>2-2 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(福祉分野)</p> <p>2-3 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(健康・保健分野)</p> <p>2-4 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(子育て分野)</p> <p>2-5 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表(教育分野)</p> <p>2-6 後期基本計画成果指標(案)</p>
----------	--